

04核管六第032号
令和4年8月30日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所 東京都台東区東上野1丁目28番9号
名 称 公益財団法人核物質管理センター
代表者氏名 理事長 下村 和生

計量管理規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8第1項の規定に基づき、下記の通り計量管理規定の変更の認可を申請いたします。

1. 名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

氏名又は名称 公益財団法人核物質管理センター
Nuclear Material Control Center
代表者氏名 理事長 下村 和生
住 所 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目28番9号

2. 使用の場所の名称及び所在地

名 称 公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
六ヶ所保障措置分析所 (MBA 符号: ██████████)
Nuclear Material Control Center Rokkasho Safeguards Center
Rokkasho Safeguards Analytical Laboratory
所 在 地 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4番地108号
4-108, Okitsuke, Obuchi, Rokkasho-Mura, Kamikita-Gun, Aomori

3. 核燃料物質使用許可年月日及び番号

令和3年6月24日 原規規発第2106244号

4. 事務上の連絡先

名 称 公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
書類郵送先 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附504番地36号
連絡者の氏名 ██████████
電話番号 ██████████
電子メールアドレス ██████████
FAX番号 ██████████

5. 変更の内容

添付資料のとおり

6. 変更の理由

公益財団法人核物質管理センターの組織改正に伴う変更

六ヶ所保障措置センター 六ヶ所保障措置分析所 計量管理規定 新旧対照表

変更前 (現行)	変更後	変更の理由・備考
<p>六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所 計量管理規定 平成31年2月 公益財団法人核物質管理センター</p> <p>目次 (変更なしのため省略)</p> <p>第1条～第4条 (変更なしのため省略)</p> <p>(組織及び職務)</p> <p>第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、保障措置分析所に計量管理責任者をおくものとする。</p> <p>2 保障措置分析所における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。</p> <p>3 保障措置分析所における計量管理責任者は、<u>六ヶ所検査部長</u>とする。</p> <p>第6条～第26条 (変更なしのため省略)</p> <p>附則 (平成16年12月20日 16達第7号) (施行期日) 本規定は、文部科学大臣の認可後、会長の指定する日をもって施行する。</p> <p>附則 (平成21年6月26日 21達第3号) (施行期日) 本規定は、文部科学大臣の認可後、会長の指定する日をもって施行する。 附則 (平成24年4月3日 24達第9号)</p>	<p>六ヶ所保障措置センター六ヶ所保障措置分析所 計量管理規定 令和4年 月 公益財団法人核物質管理センター</p> <p>目次 (変更なしのため省略)</p> <p>第1条～第4条 (変更なしのため省略)</p> <p>(組織及び職務)</p> <p>第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、保障措置分析所に計量管理責任者をおくものとする。</p> <p>2 保障措置分析所における計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。</p> <p>3 保障措置分析所における計量管理責任者は、<u>検査分析部長 (分析担当)</u>とする。</p> <p>第6条～第26条 (変更なしのため省略)</p> <p>附則 (平成16年12月20日 16達第7号) (施行期日) 本規定は、文部科学大臣の認可後、会長の指定する日をもって施行する。</p> <p>附則 (平成21年6月26日 21達第3号) (施行期日) 本規定は、文部科学大臣の認可後、会長の指定する日をもって施行する。 附則 (平成24年4月3日 24達第9号)</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>3. 組織改正に伴い部署名称を変更するた め。</p>

<p>(施行期日) 本規定は、財団法人核物質管理センターが公益財団法人核物質管理センターに移行登記の日をもって施行する。 附 則 (平成31年2月14日 30達第7号) (施行期日) 本規定は、計量管理規定の変更認可の翌日 (平成31年2月15日) から施行する。</p> <p>別表第1 ～ 別表第5 (変更なしのため省略)</p>	<p>(施行期日) 本規定は、財団法人核物質管理センターが公益財団法人核物質管理センターに移行登記の日をもって施行する。 附 則 (平成31年2月14日 30達第7号) (施行期日) 本規定は、計量管理規定の変更認可の翌日 (平成31年2月15日) から施行する。 附 則 (令和4年 月 日 達 号) (施行期日) 本規定は、原子力規制委員会の認可後、理事長の指定する日をもって施行する。</p> <p>別表第1 ～ 別表第5 (変更なしのため省略)</p> <p>組織改正に伴う変更</p>
--	---